

役員会設置要綱

(目的)

第1条 本要綱は、一般社団法人全国年金受給者団体連合会（以下「全年連」という。）に任意の機関として設置する役員会について定めるものである。

(構成)

第2条 役員会は、全年連の定款第9条第2項に規定する理事のうち、会長、会長代行及び副会長並びに常務理事をもって構成する。

(開催)

第3条 役員会は、毎事業年度1月及び10月の2回開催するほか、会議の目的をもって会長、会長代行及び副会長のいずれかの発議に基づき機動的に開催することができる。

(職務)

第4条 役員会は、全年連の事業の円滑な遂行に関わる事項について総合的に検討することを職務とする。

(招集)

第5条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び検討事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに、構成員に対し通知する。

3 会長は、必要に応じ役員会に都道府県団体会長、常務理事（事務局長）を招集できる。

(議長)

第6条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(報告)

第7条 役員会における検討結果は、都道府県団体会長及び毎事業年度2回開催の理事会に対し文書により報告する。

(経費)

第8条 役員会の経費は、全年連予算をもって支弁する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成29年7月1日から施行する。